平成２５年（フ）第４７号
秋田県湯沢市千石町２丁目２番48号　アーバンハイツ１－Ａ
債務者　齊藤　一夫
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第７３号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原124番地の１　サニーグレイス102号
債務者　川村　祐子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
静岡市駿河区小鹿1130番地の３　ハイツすばる102号
債務者　望月　高志
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木惣一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
熊本県玉名市寺田73番地３
債務者　岡田　慶一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１０９号
長野県松本市大字寿豊丘1167番地９
債務者　藤原　　保
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野尾三穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５６号
三重県松阪市川井町547番地１サープラスⅡオカダ103号、前住所奈良県磯城郡田原本町大字宮森11番地８
債務者　鬮本　正夫
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１３９号
山形県東置賜郡川西町大字上小松1078番地13
債務者　吉原　和憲
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２０１号
札幌市東区東苗穂10条３丁目18番８―301号
債務者　吉田智恵美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
青森県十和田市大字法量字焼山64番地２
債務者　金田　美信
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１５５号
群馬県高崎市箕郷町西明屋305番地３　アビタシオン箕輪102号
債務者　内川　和宏
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３６０号
神奈川県厚木市下川入86番地３　ヴィラージュ川入Ａ―302
債務者　佐藤　栄一
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２６３号
神奈川県座間市相武台３丁目4731番地の１　ハイライフ若松204号
債務者　堀内　　多
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２６４号
神奈川県座間市相武台３丁目4731番地の１　ハイライフ若松204号
債務者　堀内　　栄
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２６９号
相模原市中央区田名5283番地　ニューシティー金山Ⅱ103
債務者　黒石　和浩
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２７０号
相模原市中央区上溝1931番地７　パレスさとうⅡ203号
債務者　栗城永柱こと　ＰＥＩ　ＹＯＮＧＺＨＵ　裴　　永柱
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２７１号
相模原市中央区上溝1931番地７　パレスさとうⅡ203号
債務者　栗城小百合
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２７２号
相模原市南区磯部1718番地４
債務者　田井　平石
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部